

## 会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する意見書

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると全国で62.2万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっている。

会計年度任用職員は「適正な任用・勤務条件の確保」を目的に2020年4月から開始されたが、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均衡・均等、つまり同一労働同一賃金の観点から程遠い状況であることは変わっていない。とりわけ短時間の会計年度任用職員には法律上、期末手当しか支給できない等、格差が広がるばかりである。

よって、町田市議会は政府に対し、以下の事項を実現するよう強く求める。

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し、地方自治法第203条の2、第204条の改正を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
2. 各自治体に対して、会計年度任用職員の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
3. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。